一二	七四、八〇九トン	
一三	五、三九〇、五三三トン	
一四	一、三三五、四一三トン	
一四の二	六六四、九七九トン	
一五	一、五六九トン	
一六	一五、三三七トン	
一七	一一一、七五五トン	
一八	一七、八〇五トン	
一九	九一七トン	
二〇	三六四トン	
二一	二九、九二五トン	
二二	四七五トン	
二三	六、六〇九トン	
二四	二六トン	
二五	〇トン	
二六	五、九六三トン	
二七	一三、五六一トン	
二八	八トン	
二九	七六〇トン	

○財務省告示第百四十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年四月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十一万三千六百二十九トン

二　冷凍牛肉　二十九万二千三百三トン

○財務省告示第百四十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年四月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　七十一万四千六百五十八トン

二　生きている豚及び豚肉等　七十一万四千六百九十一トン

○国税庁告示第十二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十八日

国税庁長官　川北　力

一　別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人乳房健康研究会	神奈川県川崎市麻生区万福寺六丁目七番二号	霞　富士雄	平成二十三年五月一日から平成二十八年四月三十日まで
特定非営利活動法人ロージーベル	宮城県仙台市青葉区本町一丁目九番五号五城ビル五〇二	佐竹えり子	平成二十三年五月一日から平成二十八年四月三十日まで
特定非営利活動法人ワンデーポート	神奈川県横浜市瀬谷区相沢四丁目十番一号	中村　努	平成二十三年五月一日から平成二十八年四月三十日まで

二　別表特定非営利活動法人日本チェルノブイリ連帯基金の項中「平成二十三年八月三十一日」を「平成二十八年四月三十日」に改める。

○文部科学省告示第七十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件（平成十二年文部省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の補助金等から適用する。

平成二十三年四月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

「公立学校施設整備費負担金」の下に「、学校施設環境改善交付金」を加え、「、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」を削る。

○文部科学省告示第七十七号

平成二十年文部科学省告示第百四十号（文部科学省所管の補助金等に関する事務を北海道教育委員会等が行うこととなった件）は、平成二十三年四月二十八日限り廃止する。

平成二十三年四月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

○文部科学省告示第七十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、北方領土隣接地域振興等事業補助率差額の交付に関する次の各号に掲げる事務を、北海道教育委員会が行うこととなったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

(一)　法第五条による交付申請の受理

(二)　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理

(三)　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理

(四)　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理

(五)　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理

(六)　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。）

(七)　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理

(八)　法第十二条による状況報告の受理

(九)　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令

(十)　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）

(十一)　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知

(十二)　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令

(十三)　法第十八条第二項による補助金等の返還命令

(十四)　法第二十三条第一項による立入検査等

○文部科学省告示第七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表の補助金等の名称の欄中「理科教育設備整備費等補助金」を「理科教育設備整備費等補助金　科学技術人材育成費補助金　政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金」に改め、「地域科学技術振興事業費補助金」を削り、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金」を「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金　科学技術戦略推進費補助金」に改め、「革新的技術推進費補助金」を削り、